

1 国におけるバリアフリー基準の見直し

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称バリアフリー法)により2,000㎡以上の特別特定建築物を建築する際には、バリアフリー法施行令で定められている建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。
- 建築物移動等円滑化基準のうち、「**便所**」及び「**駐車場**」に係るものの見直し並びに「劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂(以下、「**劇場等**」という。)の**客席**」に係るものの創設に対する社会的要請が高まっているとして、令和6年6月に改正政令公布、令和7年6月から施行された。

2 バリアフリー法施行令の主な改正内容

項目	旧国基準	新しい国基準	札幌市の整備基準
便所	不特定多数の者等が利用する便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)には、 <u>車椅子使用者用便房を1以上</u> 設ける。	【不特定多数の者等が利用する便所の設置基準】 ● <u>不特定多数の者等が利用する便所</u> は、原則、 <u>不特定多数の者等が利用する階以上</u> を設ける。 ●その設置に当たっては、管理運営方法などを勘案し、その <u>利用に支障が生じない位置</u> に設ける。	多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する <u>便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)に車椅子使用者用便房を1以上</u> 設ける。

札幌市福祉のまちづくり条例 施設整備基準等の見直しについて

項目	旧国基準	新しい国基準	札幌市の整備基準
便所	<p>不特定多数の者等が利用する便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)には、<u>車椅子使用者用便房を1以上</u>設ける。</p>	<p>(続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●以下の階は、不特定多数の者等が利用する階から除外する。 <ul style="list-style-type: none"> ・地上階で、便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある階 ・不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階 ・不特定多数の者等が滞在する時間が短い階 <p>【車椅子使用者用便房の設置基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●<u>車椅子使用者用便房</u>は、原則、不特定多数の者等が利用する <u>便所を設ける階ごとに1箇所以上</u>を設ける。 ●ただし、以下の場合を除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・地上階で、車椅子使用者用便房を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある場合 ・当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける場合 ・不特定多数の者等が利用する部分の床面積が1,000㎡未満の階を有する場合 ・不特定多数の者等が利用する部分の床面積が10,000㎡超の階を有する場合 	<p>多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する<u>便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)に車椅子使用者用便房を1以上</u>設ける。</p>

札幌市福祉のまちづくり条例 施設整備基準等の見直しについて

項目	旧国基準	新しい国基準	札幌市の整備基準
劇場等の客席	なし (※建築設計標準では、「車椅子使用者用客席・観覧席の数は、施設内容や規模に応じ、客席・観覧席総数の0.5～1%以上とする。」とされている。)	<ul style="list-style-type: none"> ●劇場等の客席における <u>車椅子使用者用部分は、座席の総数に対する割合で定める数以上</u>を設ける。 <ul style="list-style-type: none"> ①座席の数が400以下の場合...2以上 ②座席の数が401以上の場合...0.5%以上 ●同一建築物に <u>複数の客席(座席が並べられた室)を設ける</u> 場合、<u>各客席の座席数に応じて必要な数以上</u>の車椅子使用者用部分を <u>各客席</u>に設ける。 ●車椅子使用者用部分は、次に掲げるものでなければならない。 <div data-bbox="803 729 1518 893" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・幅90cm以上 ・奥行き135cm以上 ・床は平らとする </div> ●客席の出入口から車椅子使用者部分までの経路を <u>移動等円滑化経路</u>とする。 <div data-bbox="830 1068 1518 1372" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 5px 0;"> <p>移動等円滑化経路：障がい者や高齢者など、誰もがスムーズに移動できるよう設計された経路。通路幅 120cm以上で、段差がなく、階段等を設ける場合はエレベーターやスロープを併設する必要がある。</p> </div> 	<ul style="list-style-type: none"> ●劇場等に多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する <u>観覧席等を設ける場合には、以下に定める数以上</u>を設ける。 <ul style="list-style-type: none"> ①座席数が199以下の場合...2以上 ②座席数が200以上の場合...1%以上 (※ただし、構造上当該数とすることが著しく困難で、かつ、車椅子使用者が円滑に観覧できる措置を講ずる場合を除く。) ●車椅子使用者用席は、次の構造とする。 <div data-bbox="1570 925 2047 1068" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・幅90cm以上 ・奥行き120cm以上 ・床は水平とする </div> ●観覧席等のある室の出入口から車椅子使用者用席までの通路は、次の構造とする。 <div data-bbox="1570 1268 2047 1410" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・幅140cm以上 ・滑りにくい仕上げ ・段を設けない </div>

札幌市福祉のまちづくり条例 施設整備基準等の見直しについて

項目	旧国基準	新しい国基準	札幌市の整備基準
<p>駐車場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●不特定多数の者等が利用する駐車場には、そのうち1以上に、車椅子利用者用駐車施設を1以上設ける。 ●車椅子利用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。 <div data-bbox="279 558 774 786" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・幅350cm以上 ・当該車椅子利用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設ける </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●不特定多数の者等が利用する駐車場には、原則、<u>駐車施設の数に対する割合で定める数以上</u>の<u>車椅子利用者用駐車施設</u>を設ける。 <ol style="list-style-type: none"> ①駐車施設の総数が200以下の場合...2%以上 ②駐車施設の総数が201以上の場合...1%+2以上 ●同一敷地内に複数の駐車場を設ける場合は、<u>駐車施設の総数に対して必要な車椅子利用者用駐車施設の数</u>を算定する。 ●出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が設けられている機械式駐車場を車椅子利用者用駐車施設として設けることも可能とする。 ●車椅子利用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。 <div data-bbox="810 1008 1522 1215" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・幅350cm以上 ・当該車椅子利用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設ける </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●多数の者が利用し、又は主に障がい者、高齢者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に以下に定める数以上の車椅子利用者用駐車施設を設ける。 <ol style="list-style-type: none"> ①全駐車施設数が99以下の場合...1以上 ②全駐車施設数が100以上の場合...1%以上 ●車椅子利用者用駐車施設は、次の構造とする。 <div data-bbox="1562 776 2059 1129" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・幅350cm以上 ・奥行き600cm以上 ・当該車椅子利用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設ける <p>(※案内標識に関する規定は省略)</p> </div>

札幌市福祉のまちづくり条例 施設整備基準等の見直しについて

3 施設整備基準見直しの方向性

- 札幌市の整備基準は、これまで国と同等かより高い水準としており、より障がいのある方や高齢の方に配慮した内容となるよう定めてきたところ。
- 今回の国基準の改正により、便所、劇場等の客席、駐車場の設置基準について、国基準が札幌市の基準を上回る逆転現象が生じている（※劇場等の客席の設置割合については札幌市の方が上回っている）。
- このため、札幌市の基準を国基準に合わせる改正を行う。
- 上記のほか、施設整備を行う上で課題となっている整備基準等について、必要な見直しを行う。

4 改正に向けた想定スケジュール

